

別表 3

要領第 4 条第 2 項に定める知事が指定した日 (申請書の提出期間)	要領第 7 条に定める 登録名簿に登録する日	参加必要資格第 6 条第 2 項に 定める資格の有効期間
審査基準年 同 年 9 月 1 日から 1 1 月末日までの間	申請書提出の日以後 最初の 1 月 1 日	登録日から 登録日の翌年の 9 月末日まで
審査基準年 翌 年 1 2 月 1 日から 2 月末日までの間	申請書提出の日以後 最初の 4 月 1 日	登録日から 登録日の翌年の 9 月末日まで
審査基準年の翌年 同 年 3 月 1 日から 5 月末日までの間	申請書提出の日以後 最初の 7 月 1 日	登録日から 登録日の翌年の 9 月末日まで
審査基準年の翌年 同 年 6 月 1 日から 8 月末日までの間	申請書提出の日以後 最初の 1 0 月 1 日	登録日から 登録日の翌年の 9 月末日まで
審査基準年の翌年 同 年 9 月 1 日から 1 1 月末日までの間	申請書提出の日以後 最初の 1 月 1 日	登録日から 登録日の同年の 9 月末日まで
審査基準年の翌年 翌 年 1 2 月 1 日から 2 月末日までの間	申請書提出の日以後 最初の 4 月 1 日	登録日から 登録日の同年の 9 月末日まで
審査基準年の翌々年 同 年 3 月 1 日から 5 月末日までの間	申請書提出の日以後 最初の 7 月 1 日	登録日から 登録日の同年の 9 月末日まで